

ソフトウェア利用規約

(iGW-N02 利用規約)

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アースワークス（以下「当社」といいます。）が提供する「iGW-N02」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者は、本規約に同意のうえ、本ソフトウェアを使用するものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「本ソフトウェア」

当社が提供する「iGW-N02」およびその関連プログラム、付属ドキュメント、アップデートファイルをいいます。

2. 「ライセンス」

本ソフトウェアを動作させるために当社が発行する認証情報をいいます。

3. 「保守」

本規約における「保守」とは、以下に限定されるサービスをいいます。

- ライセンスの再発行
- バージョンアップ版の提供
- チャンネル数増加に伴うライセンス変更対応（対応時には、保守契約料金とは別に、当社所定の追加料金が発生します。）

保守には、以下は含まれません。

- 導入支援
- 技術サポート
- 障害原因調査
- 障害復旧作業
- サーバー設定変更
- ネットワーク設定変更
- 通信事業者対応
- 電話・通信環境の正常化作業
- 利用者環境の動作保証

4. 「稼働機」

本ソフトウェアを通常運用するために利用されるサーバーをいいます。

5. 「スタンバイ機」

冗長構成を目的として利用される待機系サーバーをいいます。

第2条（本ソフトウェアの内容）

1. 本ソフトウェアは、NTT東西のひかり電話網と、利用者のIP電話網を接続するゲートウェイ機能を提供します。
2. 本ソフトウェアは、当社が発行するライセンスを、利用者が本ソフトウェアをインストールしたサーバー内に保存した場合にのみ動作します。
3. ライセンスは、スタンバイ機用ライセンスを含め、本ソフトウェアのインストール対象となるサーバーのネットワークインターフェースカード（以下「NIC」といいます。）のMACアドレスに紐付けて発行され、当該MACアドレスを有するサーバーにおいてのみ有効とします。
4. NICの交換、運用環境の変更、サーバーの移行その他の理由によりMACアドレスが変更された場合、既存のライセンスでは本ソフトウェアは動作しません。
5. 前項の場合に本ソフトウェアを継続して利用するためには、第4条第5項に基づく当社のライセンス再発行が必要となります。
6. 本ソフトウェアのインストール手順書その他関連資料は、当社ホームページより提供されます。

第3条（使用許諾）

1. 当社は、利用者に対し、本規約に定める条件のもとで、本ソフトウェアを非独占的かつ譲渡不能な形で使用する権利を許諾します。
2. 利用者は、当社が発行したライセンスの範囲内でのみ本ソフトウェアを利用できるものとします。
3. 利用者は、当社の事前承諾なく、ライセンスを第三者へ譲渡、貸与、再販売、再許諾してはなりません。

第4条（価格および保守）

1. 本ソフトウェアの価格、チャネル数、保守費その他の取引条件は、当社が別途提示する価格表、見積書その他の書面によるものとします。
2. ライセンスの新規購入時には、1年間の保守契約への加入を必須とし、保守契約費用を含めて提供します。
3. 保守契約は年間契約とし、利用者は、契約期間の開始前に保守契約料金を支払うものとします。
4. 利用者の都合により保守契約を契約期間の途中で終了した場合であっても、当社は、支払済みの保守契約料金を返金しません。
5. 保守契約期間中、当社は、NICの故障、サーバーの交換その他の合理的な理由によりMACアドレスが変更された場合、回数の制限なくライセンスを再発行します。
6. 前項に基づくライセンスの再発行後は、再発行前のライセンスを使用することはできません。

7. 保守契約期間中、当社は、必要に応じて本ソフトウェアのバージョンアップ版を提供します。
8. 利用者は、当社所定の追加料金を支払うことにより、ライセンスのチャネル数を増加できます。
9. 当社は、検証を目的として利用できるライセンス（以下「検証ライセンス」といいます。）を提供します。利用者は、ライセンスの購入前に、自己の責任において、本ソフトウェアの動作および利用環境への適合性を十分に確認するものとします。
10. 利用者は、検証ライセンスによる動作および適合性の確認が完了した後に、ライセンスを申し込むものとします。
11. 利用者からの注文を当社が承諾した後は、利用者環境における利用の可否、導入の成否または適合性にかかわらず、ライセンス購入の取消しおよび支払済みのライセンス料金の返金はできません。

第5条（スタンバイ機用ライセンス）

1. 当社は、稼働機の故障その他の障害に備えるための冗長構成を目的として、当社所定の条件により、スタンバイ機用ライセンスを提供することがあります。
2. スタンバイ機用ライセンスの価格、保守費その他の取引条件は、前条の定めに従い、当社が別途提示する価格表、見積書その他の書面によるものとします。
3. スタンバイ機用ライセンスは、稼働機を代替する予備機において使用するためのものであり、切替試験その他当社が認める場合を除き、稼働機とは別の稼働環境として常時運用することはできません。
4. 稼働機からスタンバイ機への切替え、設定情報およびデータの同期、バックアップ、復旧作業ならびに切替え後の動作確認は、利用者の責任と費用において行うものとします。
5. 当社は、スタンバイ機用ライセンスの提供により、無停止での運用、切替時間、復旧時間、設定情報もしくはデータの完全性または冗長構成の有効性を保証するものではありません。

第6条（サポート）

1. ユーザーマニュアルに関する問い合わせ対応、導入支援、技術サポートその他のサポートは、保守には含まれません。当社がこれらのサポートを提供する場合は、すべて有償とします。
2. 有償サポートの提供可否、料金、対応範囲、対応時間その他の条件は、依頼内容に応じて当社が個別に提示するものとします。
3. 当社は、利用者環境における動作保証、導入成功保証または障害解消保証を行いません。

第7条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本ソフトウェアの改変、解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
2. ライセンスの不正使用または第三者への譲渡
3. 本ソフトウェアの不正コピー
4. 法令または公序良俗に反する利用

5. 当社または第三者の権利を侵害する行為
6. その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（保証の否認）

1. 当社は、本ソフトウェアについて、その完全性、正確性、有用性、特定目的適合性、継続性、無停止性または無瑕疵性を保証しません。
2. 本ソフトウェアは、利用者自身の責任において使用されるものとします。
3. 本ソフトウェアはIP電話環境に関連して利用されるため、ソフトウェアの不具合、設定不備、通信障害、機器障害その他の理由により、IP電話サービスが利用できなくなる場合があります。
4. 当社は、本ソフトウェアを利用した110番、119番その他の緊急通報について、その接続性、到達性または利用可能性を保証しません。
5. 利用者は、自らの責任において、通信障害時に備えた冗長化構成、バックアップ回線、代替通信手段その他必要な対策を講じるものとします。
6. 利用者は、本ソフトウェア導入前に、検証ライセンスその他の方法により、自己の責任において十分な検証を実施するものとします。
7. 当社は、本ソフトウェアがすべての環境、機器、OS、仮想環境、ネットワーク構成または第三者ソフトウェア上で正常に動作することを保証しません。

第9条（免責）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、本ソフトウェアの利用または利用不能に起因して利用者または第三者に生じた損害について、責任を負いません。
2. 当社が責任を負わない損害には、以下を含みます。
 - 電話通信不能による業務停止
 - 緊急通報不能による損害
 - 営業機会の損失
 - 利益損失
 - データ消失
 - 間接損害
 - 特別損害
 - 派生損害
3. 当社は、以下に起因する不具合または障害について、一切責任を負いません。
 - 利用者による設定変更
 - OSアップデート
 - サーバー移行
 - ネットワーク構成変更
 - MACアドレス変更

- 第三者製品または第三者ソフトウェアの不具合
- 4. 前項の第三者製品または第三者ソフトウェアには、Linux、Asterisk、仮想化ソフトウェア、SIP関連ソフトウェアその他これらに類する製品を含みます。
- 5. 当社は、障害発生時における原因調査、通信事業者対応、復旧作業または代替手段提供義務を負いません。
- 6. 当社が損害賠償責任を負う場合、その責任は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、障害発生の原因となったライセンスについて利用者が当社に支払ったライセンス料金を上限とします。

第10条（知的財産権）

本ソフトウェアおよび関連資料に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。

第11条（規約変更）

1. 当社は、法令の変更、本ソフトウェアの内容もしくは提供条件の変更その他相当の事由がある場合、本規約を変更することがあります。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の規約の内容および効力発生日を、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により周知します。
3. 変更後の規約は、前項の効力発生日から適用されます。ただし、法令上利用者の同意が必要となる変更については、当社所定の方法により利用者の同意を得るものとします。

第12条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠します。

本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社アースワークス

初版：2024年3月1日

最終更新日：2026年9月9日